

水道局発注の建設工事等に係る入札（見積）結果の 公表に関する事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、千葉市水道局が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札契約関係情報の公表に関し、必要な事項を定める。

（公表の範囲及び内容）

第2条 公表する範囲及び内容は、次に掲げる事項とする。

ただし、第2号から第4号については、落札者を決定した建設工事等に限るものとする。

また、第1号については、別に定めるところにより公表を行うものとする。

- (1) 予定価格及び最低制限価格又は低入札価格調査基準価格の消費税及び地方消費税を除いた額
- (2) 入札（見積）経過及び結果
- (3) 一般競争入札に係る参加申請者の名称、不適格とした者の名称及び理由
- (4) 低入札価格調査の経過及び結果
- (5) 契約内容（随意契約の理由並びに契約金額の変更を伴う変更契約の内容及び理由を含む。）

（公表の方法等）

第3条 公表は、前条各号の事項につき、別表に定めるところにより、千葉市水道局ホームページにおける公表又は水道総務課における閲覧により行う。

2 前項の規定にかかわらず、水道総務課における閲覧により公表する事項については、千葉市総務局総務部総務課市政情報室における公表を妨げないものとする。

3 水道総務課における閲覧用書類については、原則として閲覧場所以外への持出しは禁止する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に入札又は見積を執行する建設工事等について適用し、同日前に入札又は見積を執行する建設工事等については、なお、従前の例による。